

歴史的建造物等ライトアップに係るマニュアル作成業務委託仕様書（案）

1 業務名称

歴史的建造物等ライトアップに係るマニュアル作成業務委託

2 目的

本市の観光客は日中時間帯に集中しており、滞在時間が短いことが課題となっている。また、夜間においては、城下町エリアに点在する歴史的風致形成建造物の魅力が十分に発信されておらず、夜間の賑わい創出に向けたポテンシャルを活かしきれていない現状にある。

そのため、市民の暮らしや安全性、建造物への影響に配慮しつつ、光による統一的な演出を行うことで、本市ならではの情緒ある佇まいや歴史的景観を際立たせ、夜間の城下町エリアの魅力を高め、面的な賑わいを創出するため、歴史的建造物等ライトアップのマニュアルを作成する。

3 業務委託期間

委託契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 業務の内容

歴史的建造物等に関するライトアップマニュアルを作成する。

(1) 歴史的建造物等ライトアップ整備に係る基本デザイン業務

(2) 歴史的建造物等ライトアップに係るマニュアル作成業務

(3) 歴史的建造物等ライトアップに係る社会実験

(4) その他マニュアル作成に必要な業務

※(1)～(4)については、白河市光のマスタープランに沿った内容にするとともに、市が指定する歴史的風致維持向上支援法人と協同で実施すること。なお、当該協同に係る業務分担及び費用負担のあり方については、受託者と歴史的風致維持向上支援法人との間で協議し、定めるものとする。

5 成果品

歴史的建造物ライトアップマニュアル（電子データ）一式

6 関係法令の遵守

(1) 受託者は、本業務の実施にあたっては、関連する関係諸法令及び条例等（以下「関係諸法令等」という。）を遵守しなければならない。

(2) 受託者は、業務責任のほか、関係諸法令に定める各種の責任者を定め、委託業務の実施中その者を所定の業務に従事させなければならない。

7 その他留意事項

- (1) 業務の円滑な進行を図るため、常時、本市担当職員と緊密な連絡関係を構築し、市が求める場合には打合せを行い、誠意を持って業務を遂行すること。
- (2) 著作権をはじめ、本業務の成果品における一切の権利は市に帰属すること。
- (3) 肖像権は、受託者の責任において権利者等へ了解を得た上で成果品を納入すること。
- (4) 本業務において使用するデータ、画像等の著作権・肖像権等の権利については、受託者において使用許可を得ること。
- (5) (4)における著作権・肖像権等の侵害は、受託者の責任において対応するものとし、本市は責任を負わない。
- (6) 受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。契約終了後もまた同様とする。
- (7) 本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守すること。
- (8) 受託者は、本業務の全部又は一部を再委託若しくは請け負わせてはならない。ただし、事前に書面にて報告し、市の承諾を得たときはこの限りではない。
- (9) 本仕様書に定めのない事項については、市と受託者とが協議して定めるものとする。